新潟県報道資料

新潟県

令和８年 11 月 12 日
福祉保健部こども家庭課

令和８年度新潟県要保護児童対策地域協議会を開催します

被虐待児等の要保護児童の早期発見や適切な保護等を図るため、県では要保護児童対策地域協議会を設置しています。

今年度の協議会を下記のとおり開催し、行政説明、活動報告、協議・意見交換等を行います。なお、行政説明において、令和７年度の新潟県内の児童虐待相談対応件数を公表します。

記

１　日　時

令和８年 11 月 16 日（月）　午後２時から午後４時まで

２　会　場

新潟県自治会館　別館９階　ゆきつばき（新潟市中央区新光町４番地１）

３　内　容

（１）新潟県要保護児童対策地域協議会設置要綱の改正について

（２）行政説明

・令和７年度の児童虐待相談対応件数について

・新潟県における児童虐待の現状と対策等について

（３）活動報告

① 市町村要保護児童対策地域協議会の活動状況等について

② 新潟県要保護児童対策地域協議会地区別会議等からの報告について

③ 要保護児童に関する関係機関・団体の取組について

（４）協議・意見交換

４　構成機関

別紙のとおり（改正前）

５　その他

（１）会議は活動報告まで公開とし、協議・意見交換は非公開とします。

（２）傍聴の定員は５名程度とします。傍聴の受付は先着順に行い、定員に達し次第終了します。

（３）傍聴席とは別に記者席を設けます。

（４）受付は当日午後１時 45 分から会場入口で行います。

※要保護児童対策地域協議会

○児童福祉法第 25 条の 2 に規定する協議会。こどもに関わる関係機関等で構成され、被虐待児など要保護児童に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

本件についてのお問い合わせ先
こども家庭課児童福祉係　担当　平田
直通　025(280)5926　　内線　2513